

東京海区漁業調整委員会

貴委員会の中立委員である前田福夫委員から、別紙のとおり辞職願が提出されたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第141条及び昭和33年8月8日付33水漁第3118号漁政部長通知に基づき、辞職事由の認定及び辞職についての同意を求めます。

令和3年12月8日

東京都知事 小池百合子

（公印省略）

辞 職 願

このたび、一身上の都合により、東京海区漁業調整委員会委員を辞職いたしたく、よろしく
お取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

令和三年十一月三十日

住所



氏名 前田 福夫



東京都知事 小池 百合子 殿

◎ 海区漁業調整委員会 委員辞職について

1 旧漁業法（令和2年11月30日以前）

- ① 公選委員（漁業者代表） ② 知事選任委員（学識経験、公益代表）

第96条（委員の辞職の制限）

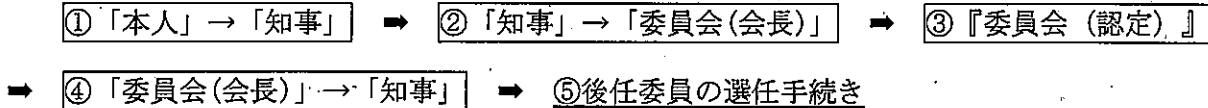
委員は、正当な事由がなければ、その職を辞することができない。

◎ 『正当な事由』の判断

昭和33年8月8日付け33水漁第3118号水産庁漁政部長通知（参考資料：漁業制度例規集238を参照）

- (1) 『辞職』の正当な事由の「可否（認定）」は、**「漁業調整委員会」**が行う。
- (2) 『辞表の受理』は、「選挙による委員（漁業者代表）」は「漁業調整委員会」、
「選任による委員（学識経験、公益代表）」は**「都道府県知事」**にある。

※ 以前の手続き（公益代表委員）



2 改正漁業法（令和2年12月1日以降）

全て知事選任委員（漁業者代表、学識経験、中立）

第141条（委員の辞任）

委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。

- (1) 『辞職』の正当な事由の「可否（同意）」は、**「都道府県知事」**及び**「漁業調整委員会」**が行う（上記 漁業法第141条）
- (2) 『辞表の受理』は、現在、すべての委員が「選任による委員（漁業者代表、学識経験、中立）」のため、**「都道府県知事」**にある（改正前の漁業法における解釈と同様）。

※ 今後の手続き（中立委員）…上記記載（①～④）と同様（後任手続きは含まず）。

後任委員（中立）の手続きは、また、改めて「公募」→「自薦」「推薦」→「選定委員会」→「都議会同意」→「就任」